

テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）創設に反対する意見書

政府は「テロ等組織犯罪準備罪」という口実で、実際の犯罪行為がなくても、話し合いや相談、計画をただけで犯罪とみなす「共謀罪」を創設しようとしています。

どのような相談や計画が犯罪になるかは、捜査機関の裁量にゆだねられ、国民の思想や内心まで処罰の対象とする違憲立法です。

いまでも大分県警別府署による労働組合事務所の監視など不当な捜査が行われていますが、「共謀罪」によって捜査機関による市民生活全体への監視・盗聴が横行することになります。そのため「共謀罪」の創設は、過去3回にわたって国民の反対で葬られてきました。

「テロ対策」を口実にしていますが、テロとはまったく関係のない通常の犯罪も対象としています。

すでに日本はテロ防止のための13本の国際条約を締結し、それにもとづく国内法も整備されています。

もし、テロ対策や組織犯罪対策のために新たな立法が必要であるとしても、それが国民の権利自由を侵害するおそれがないかという点を踏まえて、それに対応する個別立法の可否を検討すべきであり、一律に多数の「共謀罪」を新設する共謀罪法案を立法すべきではありません。

以上の趣旨にたつて、次のことを求めます。

記

1. 「共謀罪」を創設しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年3月10日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫